

金利が戻ってきます!!

平成 25 年 8 月 1 日より
助成上限額と台数制限を解除しました!

建設企業の重機購入を支援します

(建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財) 建設業振興基金 (以下、「振興基金」といいます。) で助成申請を受け付けております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財) 建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業 (これらの協力会社を含む。) が対象となります。

【中小・中堅建設企業の定義】

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

【協力会社の定義】

建設企業の協力会社 (下請等) のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

対象機種

助成の対象となる建設機械は、平成25年1月11日～平成26年2月28日の間にご購入された建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種となります。

ショベル系掘削機 (バックホウ)



ブルドーザー



トラクターショベル (ホイールローダー)



※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトで順次公表しています。

助成内容

初年度1年分の金利の2/3 (ただし、上限は年利4%分まで) を補助します。

※1台あたりの金利助成上限額及び1企業あたり上限台数はありません (平成25年8月1日改正)。

※東日本大震災により建設機械を滅失等した建設企業が、滅失等した機械の代替として購入する場合は、対象機種、購入時期制限が緩和されます。詳しくは、振興基金の上記ウェブサイトをご覧ください。

こちらで本事業が利用可能かご確認ください。

【本事業は、建設機械を借入金で直接購入する又は割賦販売で購入する建設企業を支援するものです。】



※なお、東日本大震災で建設機械等を滅失等した建設企業で、滅失等した建設機械の代替として新たに機械を購入される企業に対しては、別途特例を設けております。

本事業の利用例

ケース1

- 購入方法：**金融機関から借入金**
- 調達金額：約750万円
- 1年目の金利総額：約13万円（金利約2%）

助成金受取額：**約9万円**



ケース2

- 購入方法：**メーカーの販売会社から割賦販売**
- 購入金額：約1700万円
- 1年目の金利総額：約62万円（金利約4%）

助成金受取額：**約41万円**



ケース3

- 購入方法：**リース会社から割賦販売**
- 購入金額：約5500万円
- 1年目の金利総額：約175万円（金利約3%）

助成金受取額：**約115万円**



支援申請から支援決定までのスケジュール

- ▶ **1週間**程度（必要書類が同封されていない場合、審査にお時間がかかる場合がございます。また、申請について事前にご相談頂くことも可能です。）

金利助成請求から金利助成実施までのスケジュール

- ▶ **1週間**程度で審査を実施。ただし、実際に助成金が振り込まれるのは**審査後2週間程度**を想定（なお、利子助成申請は、最大で2回まで分けて実施することが可能です。）。

割賦販売をご利用の方はご注意ください

- 当制度の助成対象は、**割賦手数料に含まれる金利相当部分が対象**となります（動産総合保険料は対象外）。
- そのため、金利相当部分の金額を確認できる書類（具体的には、割賦販売契約書及びそれに付随する割賦計算書等）が必要となりますので、予めご了承ください。なお、金利相当部分確認用の割賦計算書については、申請建設企業からファイナンス会社に対しお求めください。

手続きの流れ

本事業の金利助成をご希望される方は、建設機械を購入後、振興基金に対し、必要書類を取り揃え支援申請（簡易書留にて送付）をしてください。

なお、**申請期限は平成 26 年 3 月 31 日**となりますのでお早めにご申請ください。

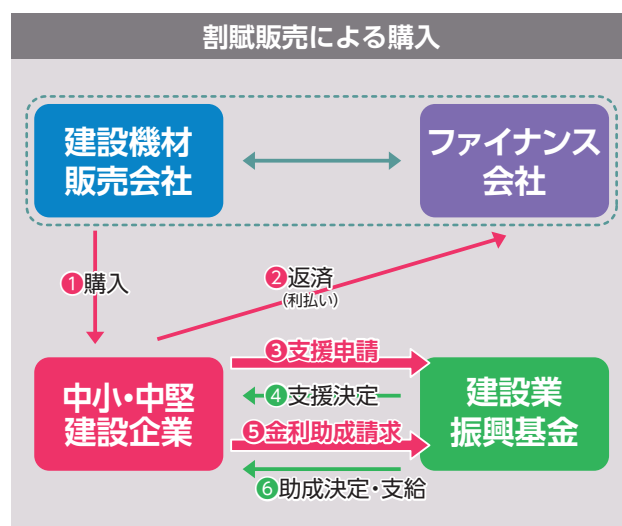
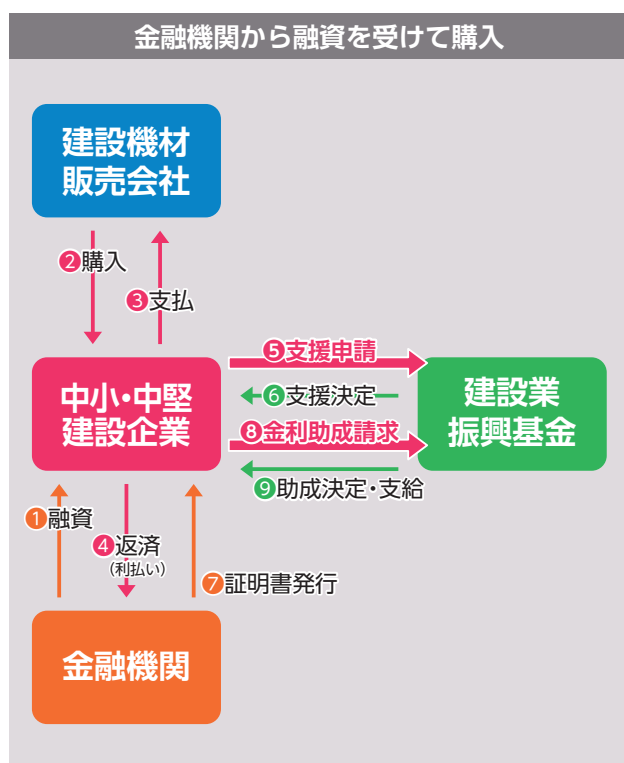
※金融機関から融資を受けて購入する場合と、割賦販売で購入する場合とでは、必要書類が一部異なりますのでご注意ください。

振興基金では、審査の上、支援決定した方には支援決定通知書を送付するとともに金利助成請求のご案内を行います。

※請求のご案内については、利払開始時から半年ごとに実施する予定です。

案内に従い、必要書類を取り揃え金利助成請求（簡易書留にて送付）をしてください。

支援申請、金利助成請求に係る必要書類は、振興基金の下記ウェブサイトからダウンロードしてください。



【リース契約について】

本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、および割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

【申請書類書式の入手について】

必要書類、申請書類書式は振興基金の下記ウェブサイトで紹介しております。以下のアドレスからご確認ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金金融支援部

TEL: 03-5473-4575

FAX: 03-5473-1593

担当: 由井、丹治

お問い合わせ用メールアドレス

kenki@kensetsu-kikin.or.jp